

# 「農と食」 北の大地から

連載第 118 回

## 「産業用大麻」の可能性(後編)

食品や工業製品、バイオ資源として新たな有用性が注目される産業用大麻(ヘンプ)の栽培・普及に向けて、北見と十勝、上川の3地区に民間の推進グループが誕生した。なかには伝統工芸向けのヘンプづくりを計画する人も。しかし、栽培免許を交付する権限を持つ道医療薬務課は、「社会的な有用性が無い」「盗難防止措置が不十分」などの理由を挙げ、規制のハードルを上げる。このままでは産業振興の芽を摘むことになるだろう。「大麻取締法」の見直しなど、国に要請すべき課題も多い。栽培を志す農家の思いや行政担当者の見解、今後の課題を追った。



▲栽培免許の申請者を増やすことなどを確認した「上川産業用大麻研究会」の例会(11月30日、旭川市内で)

▲栃木県で行なわれている麻幹の加工作業。屋根の下地に使う

# 免許申請に冷たい道の縦割行政 法律の見直しで産業化の促進を

大麻の栽培は戦後も続いた  
今後は製品の輸入や育種を

「わたしが小学3年生だった昭和27年ころまで、わが家では大麻を作っていた。数本ずつ手で引き抜き、地元の亜麻工場に出荷するので、面積は5反(1500坪)くらい。当時は一般的な作物でしたね」と述懐するのは、「十勝産業用大

麻加工研究会」の会長で幕別町の畑作農家、折笠秀勝さん(1943年、旧幕別村生まれ)。子どもながらも大麻に興味を抱いていた。

翌年(1953年)春、大麻の種子を焼く祖父の姿を目にした。勢い良く炎が燃え盛る。不審に思った折笠少年が燃やす理由を尋ねると、「外国人が大麻を吸って困るからだ。変わったバカな奴もいるもんだ!」

と答えが返った。祖父はヘビースモーカーだったが、大麻を吸うのを見聞きした記憶はない。当時、日本人には大麻を吸う習慣はなかった。

その年から折笠農場では大麻の栽培をやめた。「大麻取締法」の施行から5年が経過しているが、このころに北海道の大麻栽培は終焉のときを迎えたようだ。

栽培の記憶は薄れたが、青年時代

維に可能性があると考えて参加した人が多いんです。麻の実を健康食品に活用したり、麻幹(繊維を取ったあとの茎の木質部分)を牛舎の敷料にできないか——などと、その有用性を探ってきた。産業として北海道に根づかせることが大事であり、十勝では大面積での栽培に取り組むべきです。原材料を加工し、製品づくりまで進めたい(折笠さん)

こうした考え方に基いて来年から折笠農場がカナダなどで製造された麻の油や繊維製品を輸入し、その有用性を研究会で調べ、販売事業にもつなげていく。売れ筋を探し、商品として定着できそうなものを見つけ、なるべく準備を進める。

折笠さんは、70年代から安全な畑作物の生産を実践し、有機農産物の販路開拓に奔走してきた経験を持つ。この分野では草分け的な人物だ。

将来の目標は「北海道に合った無毒大麻」を育種する道を開くこと。「5、6戸の農家が道内各地でそれぞれのやり方で栽培し、優れたものを選抜するなかで、北海道独自の品種をつくり上げたい」と力を込める。栽培免許の交付に対する行政の規制はきびしく、産業用大麻の普及を

めざす人たちの前に立ちはだかる。ハードルは高いが、目標の実現に向け模索する日々が続く。

## 食やエネルギー面でも有用 本来の農業を次代につなぐ

「40数年農業をやってきて、稲の10倍以上の生産性がある作物は産業用大麻しかない、と思った。耕作不適地でも栽培可能で、実は食品に、茎は緑肥として土づくりの効果が期待できます。繊維はプラスチックの代替品や建築資材に:と広く使える。原発の代替エネルギーになるバイオマス素材としても期待できる」

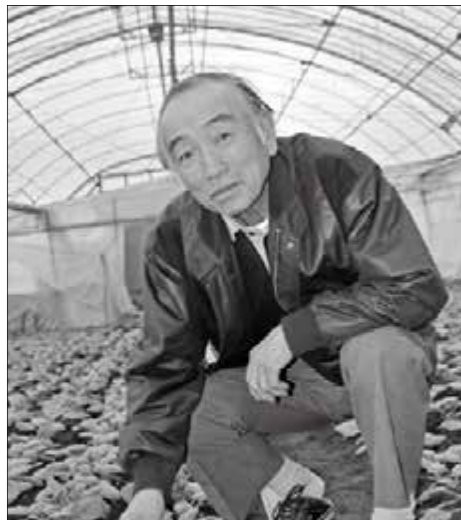
「産業用大麻は麻薬成分のTHCをほとんど含みません。にもかかわらず、法律のなかで(薬理成分を含む大麻と)同じ扱いをされるのは理不尽なこと。(戦後間もなく)GHQが大規模栽培の規制を始めて60数年間、ずっと偏見のなかにある。食やエネルギーの問題が深刻化するなか、産業用大麻が正当に評価され、活用されなければなりません」

こう強調するのは、上川管内東川町で米や施設野菜を作るかたわら、11年前から玄米や豆類、雑穀などを原料にした発芽製品を製造・販売し



栃木県内では住宅のそばで産業用大麻の『とちぎしろ』が栽培されている。柵はなく、子どもたちが畑に入ることも。規制一辺倒の北海道とは雲泥の差だ(提供/三栖 康嗣。右ページ下の写真も)

三栖さんは4月に地元の保健所に申請書を提出した。翌5月、道から次のような「指摘事項」が届いた。



「本来的な農業のスタイルを次の世代に残すために、産業用大麻の有用性をアピールしたい」と話す東川町の松家源一さん

「農業経営における一作物としてだけでなく、麻の生産を通じて日本古来の美しい伝統文化の継承の一助になりたい」と念願しています。神社の麻はビジネス抜きに提供していきたい(三栖さん)。損得抜きで麻にほれ込んでいます。

**「有用性」「盗難防止措置」を理由に申請者に冷たい道庁**

「大麻取締法」で禁止されているのは大麻草の花穂と葉、未熟な茎の利用。成熟した茎や種子を伝統工芸や産業用に使うことは認められている。栽培には知事が交付する大麻取扱者免許が必要だ。免許の交付期間は1月〜12月の1年間とされている。

北海道ヘンプネットの会員7人が今年、道に対して「栽培者免許」の交付申請を行なった。このうち交付に至ったのは北見市の「香遊生活」だけで、書類の不備などを理由に4人が門前払いされたという。

①栽培目的は社会的な有用性かつ十分な合理性が認められず、個人の趣味・嗜好によるものと判断される

②盗難防止措置が講じられないなかで免許を与えることは、薬物乱用の助長など保健衛生上の危害を及ぼす恐れがある

③必要な盗難防止措置や、人目につかない場所とするための措置が講じられていない

④使用する種子はTHC含有量が少ない品種のものとは認められない

こうした理由を基に「免許基準を満たしていない」と指摘した。

ちなみに、道の「審査基準」では、大麻の栽培者は「業(農業、繊維業など)として栽培しようとする者」「栽培を必要とする十分な合理性がある

「指摘事項」に対し、三栖さんと北海道ヘンプネットは6月、詳しい説明を求める質問書を道に提出した。

7月には回答があった。A4判2枚にわたる文書の要点を紹介する。

①申請の目的や事業計画は、伝統文化の継承や生活必需品に該当せず、社会的な有用性が認められない

②北海道は野生大麻の除去本数が全国の約7割を占める地域。野生大麻を盗取し検挙される事犯がくり返

者の規定。「指導要領」には、栽培用の種子は「THC含有量が少ない品種」を用いること、とある。

三栖さんの計画書には、

①大麻の生産を行ない、加工原料として出荷する

②初年度は農業用ハウスのビニールを外し、側面にネットを張る。扉には鍵を付け盗難防止措置を講じる

③ほ場は国道から離れ、周囲は山林に囲まれ、近くに民家もなく、栽培者以外の人通りのない場所と書かれている。わたしは5年前このシリーズの取材で現地を訪れているが、計画書どおりの場所だった。

**申請者に対する「指摘事項」めぐり、結論ありきの対応**

「指摘事項」に対し、三栖さんと北海道ヘンプネットは6月、詳しい説明を求める質問書を道に提出した。

7月には回答があった。A4判2枚にわたる文書の要点を紹介する。

①申請の目的や事業計画は、伝統文化の継承や生活必需品に該当せず、社会的な有用性が認められない

②北海道は野生大麻の除去本数が全国の約7割を占める地域。野生大麻を盗取し検挙される事犯がくり返

し発生していることや、栃木県などと異なり伝統文化の継承などのために大麻栽培が行なわれていない。それらを踏まえ、慎重に免許の可否を判断している

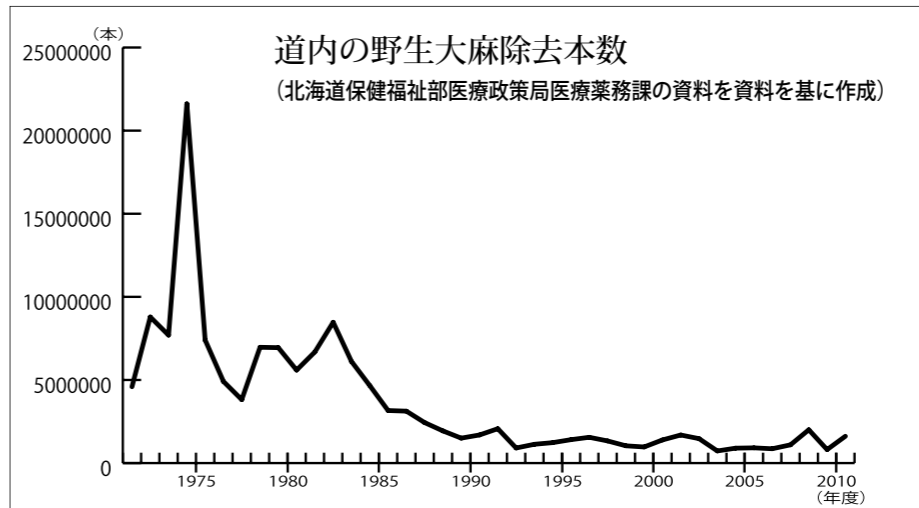
③社会的な有用性や栽培を必要とする十分な合理性が認められず、「個人の趣味・嗜好によるもの」と判断した

④ハウスは堅固な柵として認めていない。他者が容易に乗り越えられない高さがあり、隙間から容易にすり抜けられない構造で、強度も脆弱な材質でないものが設けられていれば、適合すると判断している

⑤「人目につかない場所」の客観的な基準を設けることは困難なため、容易に他者から目視されないよう、栽培地の周囲にネットなどの目隠し措置を講じることを求めている

あれこれと理屈をつけ、直接関係のない野生大麻の盗取問題を持ち出したり、農家には不釣り合いな強固な柵を求めると、ずいぶん拘り定規な回答ではないか。

三栖さんは翌8月、すでに免許が交付されている北見のケースと同様栽培目的は「産業化のための試作」だと指摘する一方、「堅固な柵」につい



多額の予算と労力を投じ、道は野生大麻の除去を続ける。野生化の原因や大麻草の生態、効率的な除去法はどこまで追求されているのか…。ルーティーン化した作業に疑問の声も

「今年6月、(日本麻振興会が主催した)『麻フェスティバル』に参加するため栃木県へ行つたところ(産業用大麻の)畑のまわりに柵はなく、町の中で栽培されていました。小学生

**伝統工芸向けの栽培を進め 神社に道産品を提供したい**

今年6月、(日本麻振興会が主催した)『麻フェスティバル』に参加するため栃木県へ行つたところ(産業用大麻の)畑のまわりに柵はなく、町の中で栽培されていました。小学生

「今年6月、(日本麻振興会が主催した)『麻フェスティバル』に参加するため栃木県へ行つたところ(産業用大麻の)畑のまわりに柵はなく、町の中で栽培されていました。小学生

の女の子が2人、大麻に触つて遊んでいた。北海道とは大違いだな、と思いましたがね」

上川町の兼業農家で前出の研究会の会員でもある三栖康嗣さん(76年、同町生まれ)はこう語り、過剰な栽培規制で臨もうとする、道庁の対応と栃木県との落差を嘆く。

今年4月、産業用大麻の栽培免許の取得を初めて申請した。

12年は1アール(30坪)を栽培し、伝統的な精麻(素繊維)の生産を試みる。13年以降は面積を増やし、本格的な精麻の生産と麻幹を加工原料として出荷する——というのが三栖さんの事業計画。道側とのやり取り(後述)をくり返し、今年の申請は認可されなかった。来年も申請する。

「麻は石油の代わりになる」と書かれた本を読んだことが、関心を持つきっかけ。6年前に出版された『ヘンプ読本』(赤星栄志著)などで勉強すると、その話が本当だと分かった。大麻草は紙の原料にもなるので世界中の木を伐採しなくてもすむし、以前から興味を持っていた神道や神社

祭祀とも関わりが深い。新規就農したところで、「農業で生計を立てるだけでなく、世の中を良くするために役立ちたい」と考えるようになる。

農業試験場の職員に聞くと「行政や企業と連携しないと栽培は難しい」と言われ、一度はあきらめた。だが昨年、「ヘンプカープロジェクト」に協力するなかで栽培免許が下りる可能性があること知り、なんとしても成功させよう、と決意を固める。

三栖さんは、産業用大麻を伝統工芸用の原材料にしようと考えている。今年夏には、十勝管内の免許申請者らと札幌の北海道神社庁を訪れ、神道と麻のつながりなどを説明し、「今後、神社で使う麻の原料を道産のものにしてほしい」と要請した。



ヘンプ製品を輸入し、販売の可能性などを調べる準備を進める幕別町の折笠秀勝さん

代のエースになりうる作物だと直感した。そして、退職後の人生を産業用大麻の普及に懸ける菊地治己さん(前上川農業試験場長)の生き方に共鳴し、今年5月に設立した「上川産業用大麻研究会」の会長に就任。メンバーは、農家や大学教授、商工業者、麻製品の愛好者ら20人ほど。講演会の開催などの活動を始めた。

松家さんは今、農業や食に対する危機感を強めている。

「化学肥料や農薬、大型機械を駆使した効率主義の作物栽培で、生命を支える食をつくることができるのか、すごく疑問です。本来的な農業のスタイルを次の世代に残すきっかけを創る——その一つとして産業用大麻の有用性をアピールしていきたい」

松家さんは来年、道に対して栽培免許の申請を行なう。今はその準備に余念がない。

日本における大麻の規制は、1930（昭和5）年に施行された「麻薬取締規則」に始まる。同規則で、幻覚作用などをもちたらずTHCの含有

**規制の背景にGHQの指令「取締法」改正で環境整備を**

道の薬務部門は免許交付にきわめて消極的で、縦割り行政の典型だった。そこには、戦後の占領下にGHQから押し付けられた大麻に対する規制の矛盾点が見え隠れする。

「産業振興をやるのはうちの部ではありません。『大麻取締法』を所管して規制する立場なので、一つ（免許を）認めると、『うちの業務は何なんだ』となってしまっ」

「刈り取りもやっています」  
——北見の『とちぎしろ』は種子の更新を認めないそうですが、THC含有量などを分析したことは。

「やっていません。法律のなかで大麻は一種類しかないので、『THC含有量によらず（栽培の）規制を』となってしまっ。判断基準は国に求めしかありません」

——道は北見市を「産業大麻栽培特区」に認定しました。規制一辺倒ではありませんか。

「道は北見市を『産業大麻栽培特区』に認定しました。規制一辺倒ではありませんか。『産業振興をやるのはうちの部ではありません。『大麻取締法』を所管して規制する立場なので、一つ（免許を）認めると、『うちの業務は何なんだ』となってしまっ」

懸ける各地の農家の思いと、道の薬務担当者の見解



最近、オープンした麻関連商品の専門店。食品や衣料、生活雑貨などを販売中（旭川市緑が丘3条3丁目1-11「ツムギテ」Tel & Fax 0166-74-3311 ブログ：tsumugite.jugem.jp/）

量が多い「印度大麻草」が麻薬として指定された。だが、国内で古くから繊維作物にされてきた大麻には薬理成分は少ない。そのため「印度大麻草」とは区別して考え、栽培・譲渡・販売などは全く自由だった。国内の栽培農家は規制を受けることはなく、国は栽培を奨励した。

敗戦の年、日本を占領したGHQは、ケシや大麻ほか麻薬の原料になりうる植物の栽培など一切を禁止する旨の指令を出す。だが、国内には大麻草の産地があり、繊維の需要も

「海外種子は栃木県が『とちぎしろ』を門外不出としており、確保が困難。育種には課題が多く、即応は困難」

「北海道チャレンジャーパートナー特区」に認定した道は08年、同市と庁内の総合政策・農政・保健福祉・経済の4部、「産業クラスター研究会オホーツク」によるプロジェクトチームをつくった。①種子の確保②THC検査体制の確立③栽培免許の取り扱

「北海道チャレンジャーパートナー特区」に認定した道は08年、同市と庁内の総合政策・農政・保健福祉・経済の4部、「産業クラスター研究会オホーツク」によるプロジェクトチームをつくった。①種子の確保②THC検査体制の確立③栽培免許の取り扱

「北海道チャレンジャーパートナー特区」に認定した道は08年、同市と庁内の総合政策・農政・保健福祉・経済の4部、「産業クラスター研究会オホーツク」によるプロジェクトチームをつくった。①種子の確保②THC検査体制の確立③栽培免許の取り扱

「北海道チャレンジャーパートナー特区」に認定した道は08年、同市と庁内の総合政策・農政・保健福祉・経済の4部、「産業クラスター研究会オホーツク」によるプロジェクトチームをつくった。①種子の確保②THC検査体制の確立③栽培免許の取り扱

「北海道（ヘンブネット）代表世話人の菊地さんは、道の担当者や識者、民間団体の代表らによる検討委員会をつくり、産業用大麻の現状と課題を徹底的に議論するよう提案する。道の本気度が試されている。」

「北海道（ヘンブネット）代表世話人の菊地さんは、道の担当者や識者、民間団体の代表らによる検討委員会をつくり、産業用大麻の現状と課題を徹底的に議論するよう提案する。道の本気度が試されている。」

「北海道（ヘンブネット）代表世話人の菊地さんは、道の担当者や識者、民間団体の代表らによる検討委員会をつくり、産業用大麻の現状と課題を徹底的に議論するよう提案する。道の本気度が試されている。」

「北海道（ヘンブネット）代表世話人の菊地さんは、道の担当者や識者、民間団体の代表らによる検討委員会をつくり、産業用大麻の現状と課題を徹底的に議論するよう提案する。道の本気度が試されている。」

「北海道（ヘンブネット）代表世話人の菊地さんは、道の担当者や識者、民間団体の代表らによる検討委員会をつくり、産業用大麻の現状と課題を徹底的に議論するよう提案する。道の本気度が試されている。」



伝統工芸用のヘンブ栽培をめざし、道側ともやり取りする上川町の三栖康嗣さん

「保健福祉部は規制の立場」  
免許の可否は国の判断待ち

11月下旬、道保健福祉部医療薬務課を訪れ、渡辺幸彦主幹と吉田隆之主査から産業用大麻に対する見解を聞いた。要約して紹介する。

「社会的な有用性」について具体的に教えてほしい。

「一概には言い切れないが、基本的には国が言う『栽培技術の伝承』と